

厚生省訓第 號

厚 生 部 内 一 般

公衆衛生院事務分掌規程の一部を次のように改める。
右訓令する。

昭和二十二年 月 日

厚生大臣 河合 良成

第一條中「庶務課」の次に「教務課」を加え、「四部」を「三部」に改め、「国民栄養部」を削る。

第二條の次に左の一條を加える。

第二條ノ二教務課では、公衆衛生技術者の養成訓練の教務に關する事務を行ふ。

第三條中「審議室では」の次に「院長の命を受け養成訓練並に」を加える。

第五條、第六條を削り、以下順次繰上げる。

公衆衛生院事務分掌規程

第一條 公衆衛生院に、庶務課、会議室及び左の部を置く。

体力科學部

國民栄養部

生活科學部

豫防医学部

第二條 庶務課では、左の事務を行ふ。

一 人事に関すること。

二 官印の管理に関すること。

三 文書の接受、發送、編纂及び保存に関すること。

四 會計に関すること。

五 院内取締に関すること。

六 他の主管に属しないこと。

第二條 教務課では、公衆衛生技術者の養成訓練、教養に関する事務を行ふ。

第三條 審議室では、綜合調査研究の企画及び連絡調整に関する事を行ふ。

第四條 体力科學部では、左の事務を行ふ。

一 体力に関すること。

二 人類遺傳及び精神衛生に関すること。

三 女性、育児乳幼児及び学童の衛生に関すること。

四 心理學に関すること。

五 その他、保健衛生一般に関すること。

第六條 國民栄養部では、左の事務を行ふ。

一 采叢機能に関すること。

二 采叢資源に関すること。

三 國民の食生活に関すること。

四 その他、國民の栄養一般に関すること。

第五條 國民栄養部は、附屬病院を置く。

附屬病院では、國民の栄養に関する臨床的調査研究を行ふ。

第六條 生活科學部では、左の事務を行ふ。

正紙 洋紙 全面宣紙

- 一 環境生理に關すること。
- 二 作業條件及び能率に關すること。
- 三 職業衛生に關すること。
- 四 建築衛生に關すること。
- 五 生化學に關すること。

第六條 豊防医学部では、左の事務を行ふ。

- 一 急性及び慢性傳染病に關すること。
- 二 衛生歎医学に關すること。
- 三 上下水道及び汚物處理に關すること。
- 四 藥學に関すること。
- 五 保健指導に關すること。